

業務再点検の結果について

昨年11月に行われた「農林水産省の業務の総点検の結果」について、農林水産省改革チームから「農林水産省の大部分の部署が、国民視点という観点からは、様々な問題を抱えている」との指摘を受けました。

この指摘を重く受け止め、改めて全職員の参画の下、各々の業務が、「国民視点に立って業務を行っているか」、「国民の健康を守るという視点で業務を行っているか」等の観点から、昨年11月のアンケート表を用いて再点検を実施しましたので、その結果を公表します。

※業務再点検の結果について

本点検結果様式中の「対応」の欄は、設問に対する回答を「はい」は「○」、「いいえ」は「×」で標記したものであり、対応の十分さを示すものではありません。

なお、最後の設問「食の安全に関する業務とされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか」については、可能性のある業務がある場合の回答は「○」、ない場合の回答は「×」となっておりますので、ご注意ください。

業務再点検結果報告

部署名	北海道森林管理局業務調整課
部署の業務内容	国有林野事業に関する政策の企画立案、国有林野の管理経営等に関する事務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	毎年定期的に地元市町村長等との意見交換の場を設けるとともに、国有林野事業の管理経営をより国民に開かれたものとするため「国有林モニター制度」により国民の声を国有林野行政に活かせるよう努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	局に寄せられる苦情、要請等は少ないが、課長と相談して速やかに対応を決定している。ホームページを通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとと個別に回答しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国有林モニター制度等を通じて国民の意見を国有林の管理経営に反映させる取組を行っているが、これらの国民の意見をさらに中央段階の政策決定に反映させる視点から、各種会議等での報告・意見交換を実施し、議論を深めていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興につながることも、消費者の需要にも応えることにつながっている。かつての木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっているが、天然林施策に対する説明責任を果たしていく観点等から、現状分析や将来目標等を現地やデータで具体的に説明する手法の向上に取り組んでいく。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 国有林野所在市町村長有志協議会等の場で、シカの食害発生により、高山帯の植生までもが壊滅しつつあり、山地の崩壊にもつながりかねない状況にきていることから、地元市町村と国有林が連携して個体数調整、植生保全等に取り組むよう提案されている。	平成21年度より、野生鳥獣との共存に向けて、モニタリング等による個体数管理や植生保全等を総合的に進めるモデル的な取組を推進することとした。

業務再点検結果報告

部署名	林野庁北海道森林管理局北見事務所
部署の業務内容	地元関係者等との連絡調整、契約等に係る利便性の確保、森林管理署等への技術指導

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	森林管理局・署を含めてトータルとして、定期的に地元市町村長等との意見交換の場を設けるとともに、国有林野事業の管理経営をより国民に開かれたものとするため「国有林モニター制度」により国民の声を国有林野行政に活かせるよう努めている。 事務所に寄せられる苦情、要請等について、寄せられた場合は、事務所長等に相談し速やかな対応に努めている。また、国有林に対する意見等に対しては案件ごとに個別に対応しており、特段の問題はないものと考えている。 国民に対し政策を説明する対応については、本局と一体となって地域管理経営計画案の公告縦覧を行うとともに、毎年度の記者発表等様々な説明手段を通じ国民にわかりやすく情報が伝わるように努めてきたが、さらに、事務所として地元関係者との連絡調整の役割充実に努めていく。また、森林管理局において、国有林モニター制度等を通じ国民の意見を国有林の管理経営に反映させる取り組みを行っており、管内森林管理署等と地域モニターとのつながりを充実させ、これらの意見を政策決定に反映させる取組に努めて行く。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関する事項はなかった。 自らの業務を点検した結果、食の安全に関する事項は無かった。
		影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 国有林野等所在市町村長有志協議会等の場で、シカの食害発生により、高山帯の植生までもが壊滅しつつあり、山地と崩壊にもつながりかねない状況にあることから、地元市町村と国有林が連携して個体数調整、植生保全等に取り組むよう提案されている。	平成21年度より、野生鳥獣との共存に向けて、モニタリング等による個体数管理や植生保全等を総合的に進めるモデル的な取組を推進することとしている。

業務再点検結果報告

部署名	北海道森林管理局 帯広事務所
部署の業務内容	、国有林野の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	定期的に地元市町村長等との意見交換の場を設けるとともに、民有林・国有林の連携を図るため道関係者との林政連絡調整会議による意見交換を行い、国有林野事業の管理経営をより国民に開かれたものとするため努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請等は少ないが、関係する署等及び局と連携し、速やかに対応を行っている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	当事務所で直接国民に政策を説明し、国民の意見を政策に反映する場合は限られているが、各種会議等で出された意見等については、その内容を踏まえ機会を捉えつつ、局に報告するなどの対応を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で、国有林を国民の森林として管理経営する上での説明責任を果たしていく観点等から、どのような方策が取りあるのか検討していきたい。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—	
おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 国有林野等所在市町村長有志協議会等の場で、シカの食害被害が増加していることから、国有林として個体数調整等ができないか提案されている。	局署等連携し、国有林としてどこまで対応可能かについて検討を要する。

業務再点検結果報告

部署名	北海道森林管理局 函館事務所
部署の業務内容	国有林野事業に関する政策の企画立案、国有林野の管理経営等に関する事務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	日頃から、開かれた国有林を合い言葉に、これを職員に徹底するとともに、国民の声を国有林野行政に活かせるよう努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	事務所への問い合わせ、苦情、要請があった場合は、その都度、現地の署長と連携して速やかに対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	市町村有志協議会等の場を通じて、地元自治体等の意見、要望を把握し適切に対応している。 また、流域林業活性化協議会等を通じて、関係行政機関とも連携し、施業の適切な実施に努めている。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	温暖化防止のための間伐の実施など、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興につながることも、消費者の需要にも応えることにつながっている。また、木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっているが、今後とも説明責任はきちんと果たしていく必要がある。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	
			×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×	業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	空知森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元NPO団体等と連携した自然環境整備活動等を通じて情報提供を行うとともに、地元小学生を対象とした森林環境教育や高校生を対象とした現場見学を行うなどにより開かれた国有林としての理解が得られるよう取り組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	情報を迅速に局へ伝達する対応のルール化はされており、様々な機会を通じて寄せられた意見等については、情報伝達を行うとともに、適切に対応しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧を行い、広く国民からの意見を求めるとともに、関係市町に説明して意見を求めているところであり、出された意見に対しては計画に反映させるよう取組を行っている。 地域住民等が森林浴などに親しむ自然休養林等については、わかりやすい標識を設置するなど気軽に利用できるよう取り組んでいるが、まだ全ての地域において標識等の整備が行われていない箇所もあることから、地元市町等と連携し今後とも整備を検討する。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	林産物の持続的かつ計画的な供給により、地域産業の振興に寄与しているところであるが、事業の実施にあたっては自然環境保護との関わりも考慮し、問題の生じることのないよう取り組んでいる。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	近年のエゾシカによる農業被害対策に、国有林も積極的に対応していただきたい。 エゾシカ狩猟期間における狩猟区域の確保に取り組んでいきたい。

業務再点検結果報告

部署名	胆振東部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地域の小・中学校の森林教室やボランティア・自然保護団体等のイベントへの協力等、積極的に取組んでいる。定期的に自治体等にも出向き、意見・要望の把握に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	署で対応可能な案件が出てくれば迅速な対応に努める考えである。また、局に相談すべき案件が出てくればルールにより対応していく考えである。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	必要の都度、自治体等と意見の交換を行っているほか、地域管理経営計画案の公告縦覧の際や国有林野所在市町村長有志協議会に合わせ、自治体等に出向き意見・要望等を聞き、施策に適切に反映させるべく取組んでいる。また、ポロト自然休養林は住民の顔の場として親しまれており、ホームページでの紹介、施設の整備等取り組みを進めている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興につながるとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
		業務の見直し	—
	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

部署名	日高南部 森林管理署
部署の業務内容	国有林の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・適切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	管内の中小高校から森林教室等、自然環境教育活動への要請がある場合は、フィールドの提供や講師派遣等、積極的に協力している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	集中豪雨等に伴い、国有林が発生源と考えられる土砂等の流出に関する情報・苦情等があった場合は、速やかに担当者を現地向かわせ対応するとともに局と連携し善後策を講じることとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	局・署発行の広報や森林・木材・林業等に関する情報紙・誌を署内に置き、誰もが自由に眼にできるようにしているとともに、署独自のホームページを開設し情報発信に努めている。また、自治体等が主催する会議等に署長等が出席する機会を捉え国有林に関する情報等を提供するよう努めている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林野事業としての森林整備、林産物の持続的かつ計画的な供給、治山等において「業の振興と消費者の利益」に係っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	なし
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—		
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	ない	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況	
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	<p>登山に係る車両による林道等への乗り入れ要望</p> <p>エゾシカ狩猟に係る車両による林道等への乗り入れ要望</p>	<p>ホームページによる情報提供と合い鍵に貸付等の対応を検討</p> <p>合い鍵の貸付等による対応を検討</p>

業務再点検結果報告

部署名	北海道森林管理局上川北部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要		
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・適切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元市町村長等との意見交換の場を設けるとともに、自然教育活動として地元住民を対象に植樹体験や森林教室を実施しており、開かれた国有林とする国民理解が得られるよう努めている。また、地域からもその取り組みに期待が寄せられているところである。	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	本署に寄せられる苦情、要請等はないが、苦情が寄せられた場合は署長及び上司と相談して速やかに対応することとしており、その情報は速やかに局に報告する体制としている。	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-		
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	署においては、国有林の基本計画などのほか地域管理経営計画案の公告縦覧や意見徴収を行っている。ほかに、防風保安林の意見交換会の実施、国有林の概要を紹介するなど国民にわかりやすい情報提供に努めている	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○		
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-		
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給は地域産業の振興につながると考える。今は公益的機能を重視して森林保全のための森林整備に努めている。	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×		
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×		
			現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-		
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

部署名	宗谷森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	上川中部森林管理署
部署の業務内容	国有林の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	国有林野事業の出先機関として、多様な国民各層からの苦情が寄せられることのないよう、職員全員が丁寧な外部対応を行うよう心がけている。 また、地元市町長等との意見交換等に努め、良好な関係づくりを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当署に寄せられる苦情、要請は少ないが、担当課長等を通じ署内で速やかに対応を決定、署独自の決定が困難な場合は、森林管理局と相談の上対応を決定しており、これまでのところ、特段問題は発生していないと考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国有林野事業における政策説明の一環として、国有林野の管理経営に関する基本計画及び地域管理経営計画等案の公告縦覧を行った。 また、日常業務の外、森林環境教育の場や、各種イベント等において寄せられた国民の声については、必要に応じ森林管理局に伝えることとしている。 なお、署のホームページにおいても様々な情報を公表している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林野事業が森林の管理経営を行う中で、発生する林産物を持続的かつ計画的に供給することは、地域産業の振興、活性化に資するとともに、一般消費者の需要にも応えることにつながり、地域全体の振興、活性化に大きな効果を与えるものと考えている。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
			現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を再点検した結果、食の安全に関連する事項はない。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	自らの業務を再点検した結果、食の安全に関連する事項はない。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	上川南部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応は十分か	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	「お魚を殖やす森づくり」、「森林教室」、「地域の生涯教育(千里大学)」などにおいて森林学習教育への協力、グリーンサポースタッフ(GSS)による入山者への情報提供、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴く、自然保護団体等からの要請を聴くなどの取り組みを行っている。 重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局に伝達・対応する方法はルール化されている。 地域管理経営計画の地元説明をはじめ、国有林野事業の遂行に当たっては、地元市町村長への説明は随時機会があることを行っている。また、一般国民に対しては森林管理署が行うイベントにおいて参加者に国有林野事業の説明を行っており、さらに森林教室や講演などの依頼を受け実施した時にも同様に国有林野事業の説明を行っている。これらの説明時に先方より意見等が出されれば、上局の関係部署に連絡・報告している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項目		対応は十分か	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。 自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		業務の見直し		
	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-		
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業界振興サイドに偏っていないといえるか)。	-		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	-		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	-		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	-		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-		
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-			
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

部署名	北海道森林管理局 網走西部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	署においては、国民に直接接する機会として森林教室や「森林を見る会」、育樹行事等を開催しており、これらを通じて森林・林業、国有林の紹介や交流に努めている。また、地元市町村長等との意見交換の場を設けているほか、流域森林・林業活性化協議会等での地元関係者への情報提供・意見交換などにより国民の声・意見を国有林野行政に活かせるよう努めている。また、地域における森林整備等の考え方、森林の取扱、具体的実施箇所等がわかる計画である地域管理経営計画等が局により策定されており、公告縦覧等により広く国民の意見を聴いている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	署に寄せられる苦情、要請等は少ないこと、又、署は比較的小さな組織であることから、署長、担当課長等で打合せして速やかに対応を決定している。なお、局との調整が必要な事案については、伝達・対応の方法についてルール化されている。署のホームページがないことから、国民の意見が寄せられるよう、署のホームページの開設に取り組んでいく。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	署における森林整備等の基本となる計画である地域管理経営計画等が局により策定されており、公告縦覧等の手続きがルール化されているところである。署においては、署の取組や事業についての流域森林・林業活性化協議会、地元市町村との連絡会議等での説明やプレスリリース、「森林を見る会」等による現地森林の紹介、施業モデル林の紹介などに取り組んできているところであるが、これらについて国民にわかりやすい表現、説明になるよう工夫するとともに、パネル展示の開催や国有林ガイドパンフレットの作成・配布、署ホームページの開設等に取
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。森林の果たすべき機能や自然保護・林地保全に十分留意しつつ森林施業を行う必要があり、森林施業に対する説明責任を果たしていく観点から、施業経過・写真等のデータ蓄積、森林管理の取組の紹介、事業実施した森林の紹介等にも取り組んでいく。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関する事項はなかった。
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	自らの業務を点検した結果、食の安全に関する事項はなかった。
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	自生している山菜等の販売を行っているが、買受申請に基づくものであり、このことが直接、食の安全に影響を及ぼすことはないと考えている。	
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
流域林業活性化協議会等の場で、国有林も地域と連携し、森林認証による流域森林・林業活性化へ取り組むよう要請されている。	地域の流域森林・林業活性化協議会に参画し、関係者と連携して、認証制度の普及啓蒙、認証材の持続的な供給、認証材の適切な管理に努めてきている。今後の取組として、希少種等の知識向上のための勉強会の開催、事業の事前事後チェックリストの作成、モニタリング調査による適切な森林管理の一層の推進、認証材紹介パンフレット作成等に取り組む。また、公告縦覧を経て策定される施業実施計画にもとづく森林整備の推進と認証材の供給に取り組んでいく。

業務再点検結果報告

部署名	林野庁北海道森林管理局網走中部森林管理署
部署の業務内容	北見市、置戸町及び佐呂間町内に所在する国有林野の管理経営

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	定期的に地元市町長との意見交換の場を設けるとともに、地元市町長、地元市町林務担当職員らに対し、随時、事業内容の説明や情勢（住民の意向など）の聞き取りを行い、事業内容に対する国民各層の理解を深め、また、それらのニーズに応えることができるよう努めている。 当署に寄せられる苦情、要請等は少ないが、署長に相談して速やかに対応を決定している。 地域管理経営計画案の公告縦覧をはじめ、地元市町長、地元市町林務担当職員らに対し、随時、事業内容の説明や情勢（住民の意向など）の聞き取りを行い、事業内容に対する国民各層の理解を深め、また、それらのニーズに応えることができるよう努めている。さらに、植樹祭などは、国民それも業界関係者ではない方々と直接接することができる貴重な機会ととらえ、例えば、森林吸収源対策としての間伐の推進など、特に重要な政策について簡潔に説明するよう努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—	
	おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 国有林野事業所在市町村長有志協議会の場で、統廃合により使用されなくなった庁舎・宿舍等の跡地をできるだけ早く処理するよう要望されている。	使用されなくなった庁舎・宿舍等の跡地については、地元自治体など随契適格者への照会、随契適格者からの買受要望がなかった場合の公売の実施、公売が不調に終わった場合の価格公表による先着順売払いという順に手続きを進めており、今後ともその推進に努めていく。また、跡地にある建物のうち老朽化し再利用が見込まれないものについては、予算の制約はあるもののできるだけ売払い前に取り壊すよう努めていく。

業務再点検結果報告

部署名	網定南部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	国民の財産である森林を適切に管理するため、抜き切りなどで森林を伐採・搬出する際には、事業実行を請け負う事業体に対し、林地を保全するための措置を講ずるよう徹底を行うとともに、ろうどう安全に対しても万全を図るよう指導・チェックを行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請等への対応にあたっては、迅速かつ正確に行うこととし、事務所、局への情報伝達を行う方法はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、局でのホームページ掲載に加え、管理署においても入口の見えやすい場所に備え付け、多くの意見を頂くよう取り組んでおり、地域に対しても各種協議会等での事業説明も積極的に行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。かつての木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっているが、天然林施業に対する説明責任を果たしていく観点から、現状分析や将来目標等を現地やデータで具体的に説明する手法の向上に取り組んでいく。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利益が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	なし。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	なし。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	根釧東部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目		対応は 十分か	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	当署事業の取組範囲では、多様な国民各層と接触する機会はほとんど無いが、一部申請承認や署のイベントを通じて対応する場合は、外部との対応として誤解を招くことの無いよう注意して対応に当たっている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	緊急を要する情報を迅速・正確に本署管理者等に連絡する体制は整っており、仮に苦情等が寄せられた場合においても同様の体制で迅速な対応を取ることができる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	森林整備の重要性や森林の持つ公益的機能については、当署で実施するイベント等において普及・啓発を図っており、特に意見等をこちらから求めるところまで現状では踏み込んでいないが今後に向けては検討を要すると考えている。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	当署で実施している森林整備、地域への林産物の供給など地域の振興に寄与するものと考えており、今後についても森林の公益的機能を重視した機能類型に応じた管理経営を進めることが重要と考えている。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
			○	

項目		対応は 十分か	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×		

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	北海道森林管理局 十勝東部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営に関する事務・業務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	本別町及び陸別町等の自然教育活動への協力を行うとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴く、一般から公募する国有林モニターからの意見を聴くなどの取組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	国有林の管理経営にあたり、天然林の伐採及び生物多様性保全に関する問いがあり、理解を得られるよう対応しているところで、事業実行においても天然林の取扱い等にも配慮しながら事業運営に努めている。重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局に伝達・対応する方法はルール化されている。ホームページ等を通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに担当課に依頼して回答しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧については局ホームページに掲載し、また、毎年度の主要取組事項については、取組事例を公表するなど説明手段の充実に取り組んできたところであるが、さらに国民にわかりやすく情報が伝わるよう、取組目標や目指す姿等を明確にするなど内容の改善を工夫していく。オンネット自然休養林は地域及び経山風景林等は憩いの場として親しまれておりその整備に努めているが、更に施設の整理等の必要な面も残されており、地域関係者とともに今後の対応策を検討していく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。かつての木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっているが、天然林施業に対する説明責任を果たしていく観点から、現状分析や将来目標等を現地やデータで具体的に説明する手法の向上に取り組んでいく。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 国有林野所在市町村長有志協議会等の場で、シカの食害発生により農業被害の拡大が懸念され、また、ハンターの入り込み増により地域振興等経済効果が期待されるので狩猟区域の拡大等の要望が提案されている。	町主催の被害対策協議会等に参加し、個体数管理等にも連携して取り組んでおり、また、被害防止の防護柵の設置へも協力を努めているが、町で策定している被害防止計画に基づいて実施する有害鳥獣捕獲の円滑な実施のため連携を密にし適切に取り組んでいく。

部署名	十勝西部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	森林教室等の自然教育活動への協力、林道状況等の情報・サービスの提供を行うとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴く、一般から公募する国有林モニターからの意見を聴くなどの取組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部に伝達・対応する方法はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、ホームページに掲載して多くの意見をいただくように取り組んでいる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見ると、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

部署名	林野庁北海道森林管理局十勝西部森林管理署東大雪支署
部署の業務内容	国有林野の管理経営

項目		対応	点検結果の概要		
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地域住民や地域の行政機関が参加する会合等には可能な限り出席して当支署の業務に関する地域の意見を集約するとともに、それらの意見を署内の会議等で紹介して業務に反映させている。しかしながら、それらの取組が適切であるか否かについての地域の意見集約が充分であるとはいえない。	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×		
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○		
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○		苦情や要請等への対応は迅速かつ誠実にやっているものの、対応の結果について苦情や要請の内容に充分応えられない場合も存在している。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—			
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○		地域の会合に出席した場合での意見交換や森林計画に関する公告縦覧手続き等を通じて地域住民へ当支署の施策等を説明している。説明の中で収集された意見等については、署内の会議等で報告し業務に反映することとしている。なお、それらの取組に対する改善意見は受けていないものの、取組が適切であるか否かについての意見徴収が充分とは言えない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○		
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×		
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—		
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○		
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—		
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—		
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

部署名	北海道森林管理局 後志森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等に関する業務

項目		対応	点検結果の概要		
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	上局の指導により職員の意識の啓発に努めている	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	適切に対応している	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—		
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	上局の指導により適切に対応している	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○		
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—		
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	上局の指導により適切に対応している	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×		
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×		
			現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	無い
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×	無い	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	檜山森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	定期的に地元市町村長等との意見交換の場（国有林野等所在市町村長有志協議会）を設けるとともに、「国有林モニター制度」を通して国民の声を国有林野行政（檜山森林管理署関係分）に活かせるよう努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当署に寄せられる苦情、要請等は少ないが、これらの報告があれば速やかに対応しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	直接国民に政策を説明し、国民の意見を政策に反映する場として、①地域管理経営計画案の公告縦覧、②国有林モニター制度等が設けられており、国民の声や関係自治体等の意見が施策に適切に反映させるため、森林管理局に対し、的確な情報を迅速に伝えるよう努めている。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興につながるとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。かつ木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっているが、天然林施業に対する説明責任を果たしていく観点等から、現状分析や将来目標等を現地やデータで具体的に説明する手法の向上に取り組んでいく。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	渡島森林管理署
部署の業務内容	国有林野事業に関する政策の企画立案、国有林野の管理経営等に関する事務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元市町村長等との意見交換の場を設けるとともに、国有林野事業の管理経営をより国民に開かれたものとするため、事業の実施に当たっては、行政機関や団体等と連携を図るなど、国民の声を国有林野行政に活かせるよう努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	署に寄せられる苦情、要請等は少ないが、森林管理局と連携して検討を行い、速やかに対応を決定していることから、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	業務や組織の性格上国民の意見を直接的に政策に反映する場は限られているので、国有林として取組んでいることを地域にいかにも説明するか、また、地域からの意見・要望等をいかにも把握して取組に反映させるかが重要であり、地域管理経営計画の公告縦覧、行政機関等に対する国有林の取組事項や林業関係施策の説明、各種会議やイベント等の機会をとらえたPR等に努めているが、より広範囲に、かつ、分かり易く情報が伝わるような説明手法や内容等に一層の改善をしていく。事業の実施に当たっては、地域の関係者等と協議会を設けて目的や手法等について、合意形成を図る等、国民の意見を管理経営に反映させるよう努めているが、こうした取組に一層の工夫をしていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	特定分野、団体等と深く関係する業務はないが、各業務の目的や効果等について広く国民に理解を得られるよう努力している。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—	
おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	北海道森林管理局釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター
部署の業務内容	国有林野を活用してNPO等団体、教育関係者等が行う自然再生活動、森林環境教育等に対する技術的支援等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	自然再生事業の実施に当たっては、自然再生推進法に基づいて設立された釧路湿原自然再生協議会（地域住民、市民団体、様々な分野の専門家、国、道、市町村等多様な主体によって構成）における協議を経て実施している。また、森林環境教育については、教育関係者等から様々な機会を利用してニーズ等情報を収集している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部に伝達する方法はルール化されている。ホームページを通じてふれあいセンターに寄せられる意見はなく、今後多くの意見が寄せられるようホームページの内容の充実等に取り組んでいく。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	自然再生事業の実施に当たっては、釧路湿原自然再生協議会の下に設置された森林再生小委員会（地域住民、市民団体、専門家、国、地方公共団体等39の多様な主体によって構成）において詳細に説明、検討され、最終的には釧路湿原自然再生協議会の場において協議される。これらの場の議論はすべて公開の下に行われ、ニュースレター、ホームページにより詳細な情報が随時公開されている。また、釧路湿原自然再生協議会の下に設置されている再生普及小委員会及び環境教育ワーキンググループにおいて、釧路湿原自然再生の普及及び各種ニーズの把握等を行
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	ふれあいセンターが行う各種支援活動等は、森林の再生や森林・林業知識の普及啓発を図ることにより間接的に地域産業の振興に寄与しており、消費者の利益にもつながっているものと考えている。特に子供たちへの森林・林業に関する知識の普及・啓発（森林環境教育）に力を入れていく。	
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×		
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×		
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利益が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	雷別地区自然再生事業の成果について、今後、普及していただく。また、ホームページ等を利用して積極的に情報提供に取り組んでいく。

業務再点検結果報告

部署名	林野庁北海道森林管理局計画部駒ヶ岳・大沼森林環境保全ふれあいセンター
部署の業務内容	自然再生モデル事業の実施、森林環境教育の推進

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	自然再生モデル事業地における森林作業ボランティアの公募、公募により森林づくり塾の開催、誰でも参加できる樹木博士認定試験の開催を通じて、広く一般に森林づくり活動への参加等呼び掛けている。また、これらの実施結果については検討委員会を設けて意見を聴取している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請、内部告発等がなされた場合の対応はルール化されておらず、これに関して改善要求の声もないが、国民の苦情、要請があった場合には不公平な取扱いとならないよう、職員一人ひとりが心がけており、公平な取扱いがなされていると考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	当センターの主要事業である自然再生モデル事業の実施に当たっては、有識者、地元委NPO、関係行政機関等からなる検討委員会を設け、意見を聴取しており、求めに応じて適宜現地検討会を開催している。また、同検討委員会は事業の実施に関する評価を行うこととされており、これを事業の実施に反映させている。 また、森林づくり塾の実施後にはアンケート調査を行っており、その結果を極力翌年度の事業に反映させるよう努めるなど、イベントの実施後には参加者からの意見を聴取し、これを以降の実施方法にフィードバックさせるよう努めている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	(当センターの業務は業の振興に関して特段の関係を有していない)
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—	(当センターは食の安全に関する業務はない)
		影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	(当センターは食の安全に関する業務はない)
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—	
おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

部署名	北海道森林管理局森林技術センター
部署の業務内容	国有林野事業技術開発業務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地区の林業振興協議会を通じたイベントへの参加やセンター試験地等を活用したイベントの開催、携帯型パンフを作成し、イベント時等に配布すること等によりセンターの取組を地域住民等に紹介している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請等について受けた場合、速やかにその旨を道局に報告することとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	林業林産試験研究機関連絡協議会や林業研究開発ブロック会議に参加し、関係機関等との意見交換、情報交換を通じ、今後の技術開発を進める上での参考としている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	技術開発の実施に当たっては、現場での応用技術の開発に加え、森林の公益的機能に鑑み、生物多様性や土壌の保全等環境面への影響にも配慮した技術開発を進めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	北海道森林管理局計画部指導普及課知床森林センター
部署の業務内容	緑化思想の啓発、国民参加の森林づくり活動の推進活動として各種イベントの実施、森林に関する各種調査業務等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	一般に対して、森林・林業の普及や国民参加の森林づくり活動の推進としての各種イベントを開催しており、イベントについては、参加者の視点に立って配慮している。イベント終了時のアンケートでは、職員の説明がわかりやすく、対応も親切であるとの評価をいただいている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	これまで、苦情や内部告発はないが、地元の自治体や関係者等からの要請を受けた事例はあるが、都度、丁寧に対応している。また、その対応について、不誠実等の批判を受けた事例はない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	平成19年度に「知床永久の森林づくり協議会」を設置し、知床における国民参加の森林づくり活動の推進のための様々な協議を実施している。協議会は公開で開催されており、協議会の資料及び協議会の結果についてもホームページに掲載すると共に、知床に関する各種会議等において、参考として報告する等により積極的な情報発信に努めている。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—	
おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	